

農林漁業成長産業化ファンドの活用促進に向けた取組について

平成26年12月
農林水産省食料産業局

1. 農林漁業成長産業化ファンドの目的について

ファンドの目的

農林漁業者が、6次産業化を通じた事業規模の拡大等に取り組もうとする際、必要となる資金を出資により供給することを通じて、農林漁業者の所得の向上、ひいては雇用の拡大・地域活性化を図ることを目的としている。

6次産業化とは

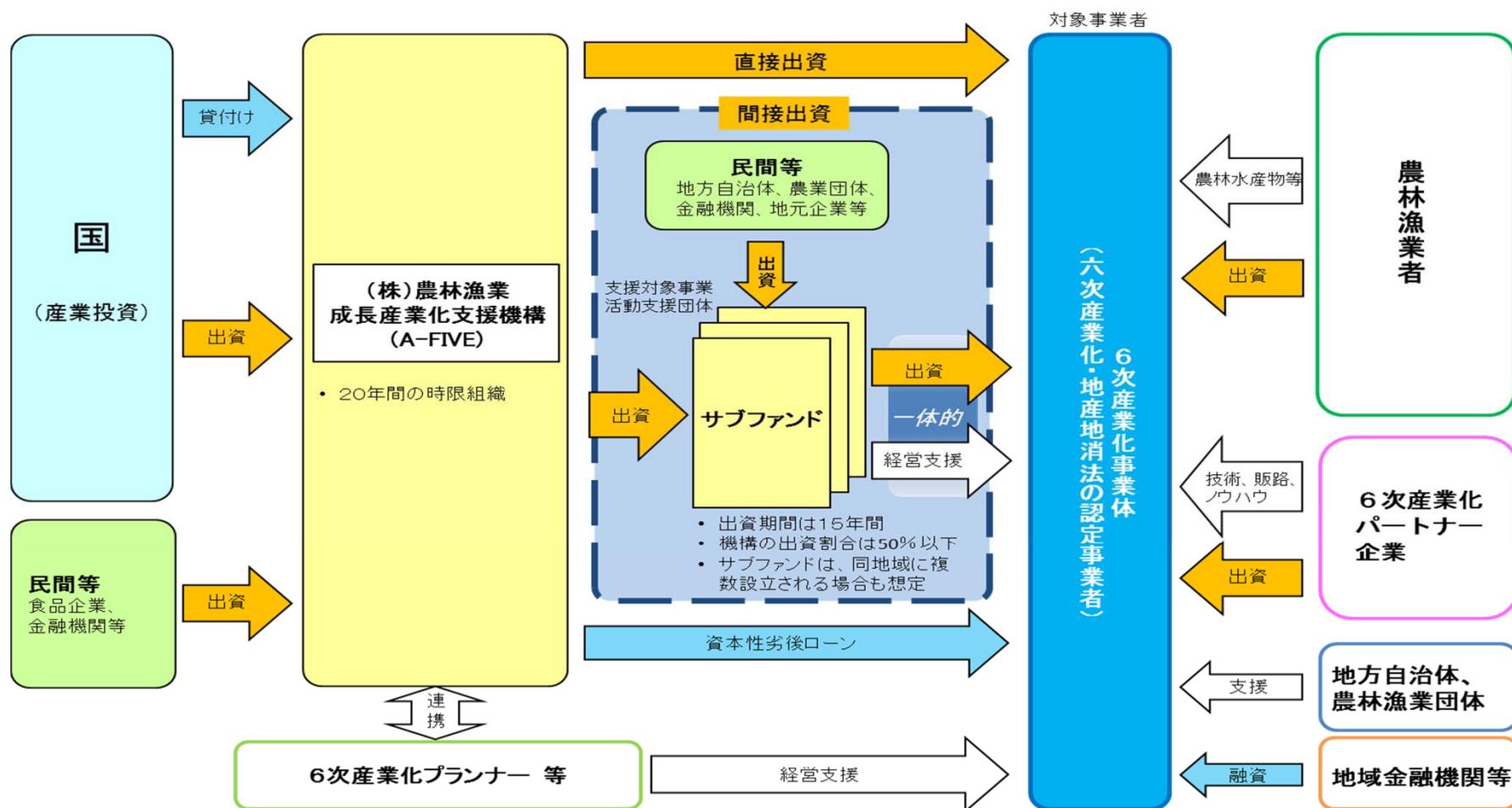
- 農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするもの。
- 農林漁業者が主体となって、農山漁村に由来する農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に取り組むことで、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内における所得と雇用を確保することとなる。

【6次産業化の概念図】



2. 農林漁業成長産業化ファンドによる資金供給スキームについて

- 当機構の出資スキームは、地域金融機関等が中心となってサブファンド（投資事業有限責任組合）を設立、当機構はサブファンドに出資する間接出資を主としている。これにより、
- (1) 地域金融機関が既に有しているネットワークを活用することが可能となる
 - (2) 当機構のサブファンドへの出資比率は原則50%と設定している（残り50%については地域金融機関等からの出資による）ことにより、民間のリターン追求・毀損の回避に対するインセンティブを引き出すこととしている。



3. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準の見直しについて

○ ファンド活用における農林漁業者の出資負担の軽減を図るため、本年10月に支援基準(告示)を改正。

告示案に係るパブリックコメント 9月9日～10月8日
 公布・施行 10月10日

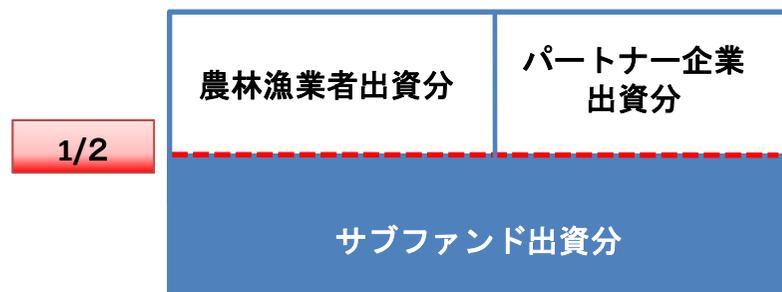
改正前の仕組み

○ 農林漁業成長産業化ファンドの6次産業化事業体に対する出資割合(議決権)については、支援基準(告示)に基づき、当該事業体の総議決権の2分の1以下とされているところ。

○ 一方、農林漁業者が主体となった事業体を形成するためには、当該事業体の総議決権の25%超を出資する必要。

○ 事業体における農林漁業者の主導性を確保しつつ、農林漁業者の出資負担を少なくすることが課題。

○改正前の出資割合のイメージ



改正後

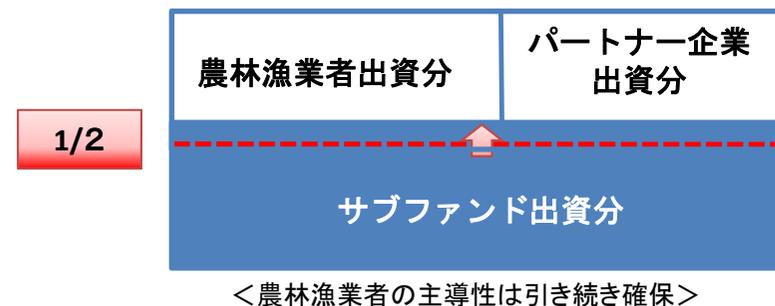
○ 下記の(1)～(3)の全ての要件に該当する場合には、サブファンドが6次産業化事業体に有する議決権の割合が当該事業体の総議決権の2分の1を超えることができるように措置(支援基準(告示)の改正)。

出資割合引き上げの要件

- (1) 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること。
- (2) 高い収益性の確保が見込まれること。
- (3) 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資すること。

○ 今回の措置により、農林漁業者のパートナー企業に対する主導性を確保しつつ、本ファンド活用における農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を図ることが可能。

○改正後の出資割合引き上げのイメージ



4. 農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドラインについて

- サブファンドの出資割合の引き上げ措置も含め、ファンド活用における留意点や資金調達の具体的方法などを明らかにするため、本年10月に「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を策定。これらの内容については、現在、農林漁業・食品関連団体や経済団体、銀行協会等を通じ、農業参入した企業を含む農林漁業者や食品産業事業者に対し幅広く周知を行っているところ。

【課題・要望】

- 支援対象となる6次産業化事業体の考え方がわかりにくい。

- 合弁事業体の出資元となる農林漁業者の定義・要件などがわかりづらい。

- 新規に農林漁業に取り組む者や、企業が農林漁業に参入する場合は、対象になれるのかがわからない。

【ガイドラインの内容】

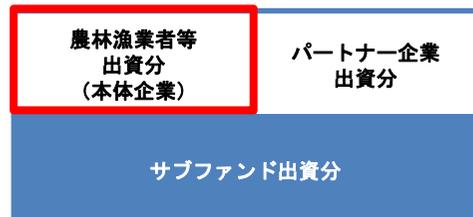
- ファンドの出資対象は農林漁業者とパートナー企業が資本参画する合弁事業体を基本。
- 6次産業化・地産地消法に基づき認定を受ける必要。
- 加工・流通分野のノウハウ取得の見込みが十分あれば、パートナーの参画がなくても出資可能。

- 「農業者、林業者若しくは漁業者」とは、それぞれ、農業、林業、漁業を営む者（日本標準産業分類）。
- 出資元の農林漁業者から農林水産物等を6次産業化事業体に供給する計画を立てることにより認定を受けることが可能。
- 農林漁業者と6次産業化事業体が離れていても出資対象。

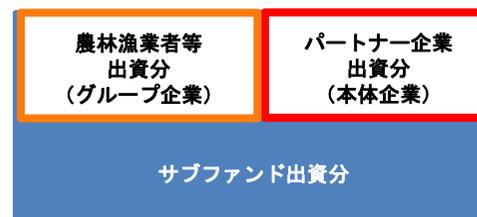
- 個人・企業を問わず、総合化事業計画の申請時に農林漁業者であるかどうかの確認を実施。
- 農林水産物の生産・販売実績がない場合でも、農林水産物の生産に確実に結びつく活動を開始していれば、認定が可能。

【農林漁業に参入した企業による農林漁業成長産業化ファンドの活用例】

- ◎リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加



- ◎農林漁業に参入したグループ企業のパートナー企業として参加



【課題・要望】

○ 6次産業化事業体が農林漁業を行う場合も出資対象とならないか。

○ 企業ノウハウを活用したマネジメントを行いたい。

○ ファンド活用の際に農林漁業者自らの負担を少なくして必要な資金を確保できないか。

【ガイドラインの内容】

○ 植物工場を含め、事業体が6次産業化に必要な農林漁業の生産活動を行う場合について、本ファンドの出資対象化。

○ 経営能力を有し、株主が選定する者であれば誰でも6次産業化事業体の経営実務に当たることが可能。

○ 以下の仕組み・方法を活用することにより実質的な出資負担の軽減を図ることが可能。

① 一定の要件を満たした場合におけるサブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ

② 資本性劣後ローン及び無議決権株式の活用



③ 複数の農林漁業者による共同出資



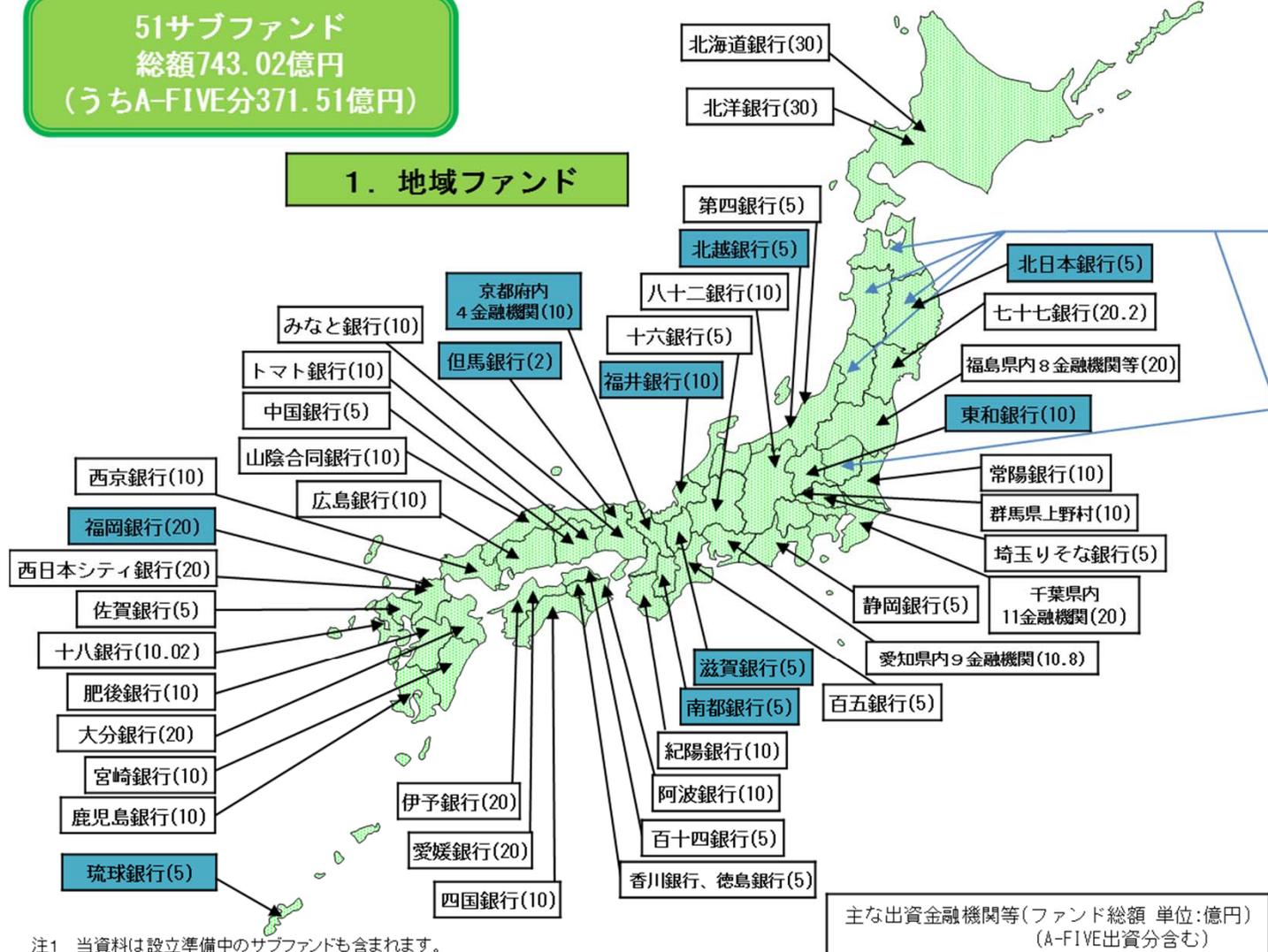
5. サブファンド設立状況について

H26年12月22日現在

○ 農林漁業成長産業化支援機構においては、平成25年2月の開業以来、まずはサブファンドの設立に取り組み、51のサブファンドの支援決定が行われているところ。

51サブファンド
総額743.02億円
(うちA-FIVE分371.51億円)

1. 地域ファンド



2. 県域に限られないファンド

- JAグループ(100)
- みずほ銀行(100) (注2)
- 〔東北の以下の4行と連携(20)
庄内銀行、北都銀行、
みちのく銀行、東北銀行〕
- 〔足利銀行等栃木県内10金融機
関と連携(20)〕

- 三菱東京UFJ銀行(20)
- 〔東北の以下の4行と連携
青森銀行、秋田銀行、
岩手銀行、山形銀行〕

- 三井住友銀行(20)

3. テーマファンド

- エー・ピーカンパニー(10)
- ぐるなび(10)

注1 当資料は設立準備中のサブファンドも含まれます。
 注2 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。
 注3 青塗りのサブファンドは26年度に設立。

(参考) サブファンドの設立日について

サブファンドの主なLP	サブファンド設立日
愛媛銀行	H25.3.29
七十七銀行	H25.4.25
西日本シティ銀行	H25.4.26
伊予銀行	H25.4.30
福島県地域金融機関	H25.4.30
第四銀行	H25.4.30
北海道銀行	H25.4.30
JAグループ	H25.5.20
千葉銀行	H25.5.23
北洋銀行	H25.5.31
西京銀行	H25.5.31
ぐるなび	H25.5.31
大分銀行	H25.6.8
みずほ銀行	H25.6.12
みちのく銀行	
東北銀行	
庄内銀行	
北都銀行	
肥後銀行	H25.6.21
八十二銀行	H25.7.1
三菱東京UFJ銀行	H25.7.1
秋田銀行	
岩手銀行	
山形銀行	
青森銀行	
十八銀行	H25.7.1
エー・ピーカンパニー	H25.7.11
静岡銀行	H25.7.31
三井住友銀行	H25.8.1

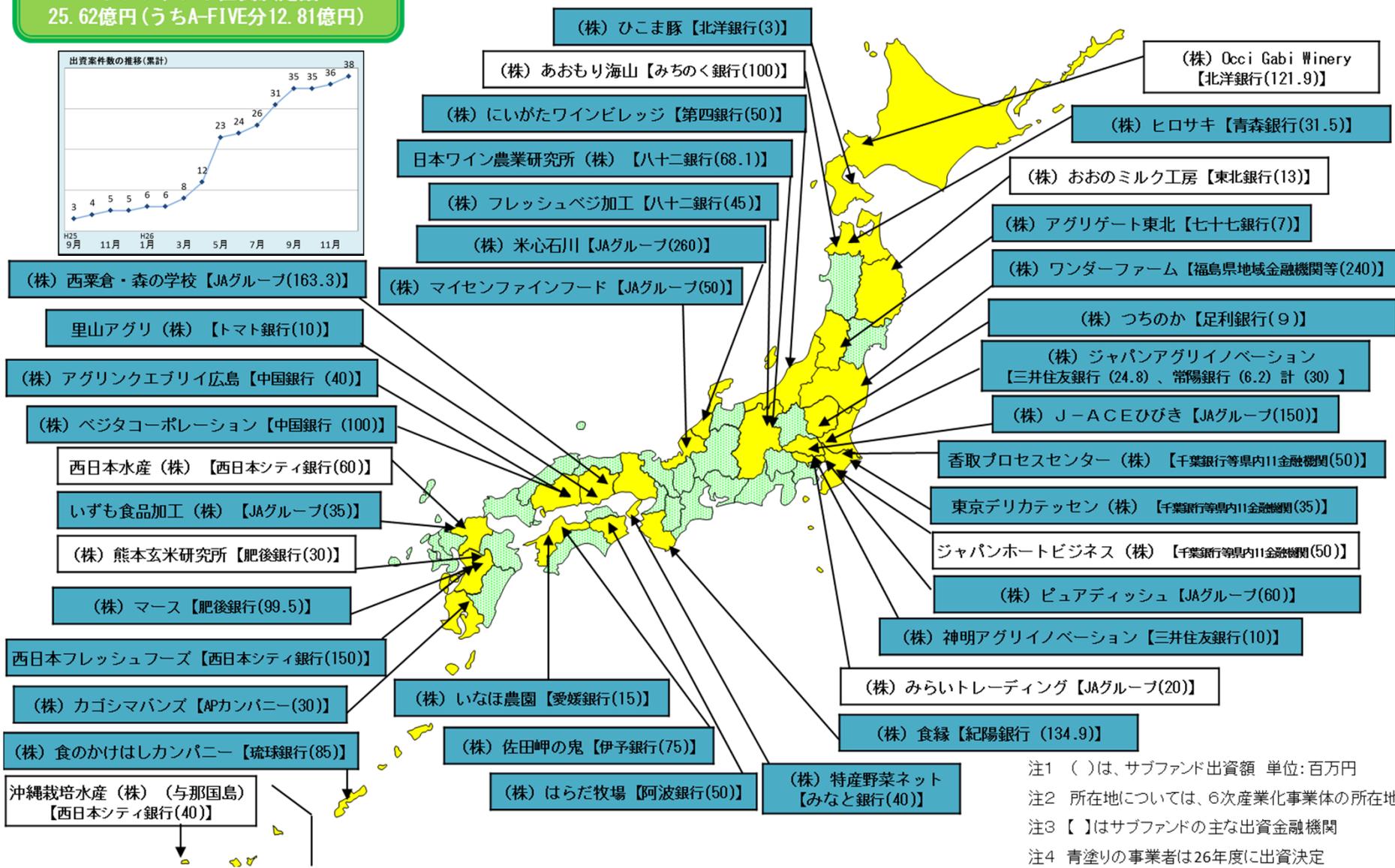
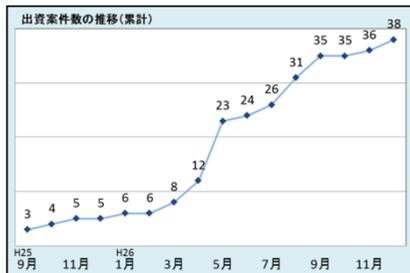
サブファンドの主なLP	サブファンド設立日
上野村	H25.9.1
足利銀行、みずほ銀行	H25.9.27
宮崎銀行	H25.10.1
中国銀行	H25.10.3
埼玉りそな銀行	H25.10.10
常陽銀行	H25.11.1
香川銀行、徳島銀行	H25.11.1
佐賀銀行	H25.11.1
阿波銀行	H25.11.11
みなと銀行	H25.12.18
広島銀行	H25.12.20
紀陽銀行	H25.12.24
百五銀行	H25.12.25
トマト銀行	H26.1.17
十六銀行	H26.1.30
名古屋銀行、みずほ銀行	H26.3.19
百十四銀行	H26.3.20
四国銀行	H26.3.28
山陰合同銀行	H26.3.28
鹿児島銀行	H26.3.31
京都銀行	H26.5.26
琉球銀行	H26.6.20
滋賀銀行	H26.9.25
福岡銀行	H26.9.29
南都銀行	H26.9.30
東和銀行	H26.9.30
福井銀行	H26.9.30
但馬銀行	H26.9.30
北越銀行	H26.11.4

6. 出資案件の状況について

H26年12月12日現在

- サブファンドから6次産業化事業体への出資決定件数は38件であるが、26年度に入ってから30件の出資決定と着実に増加してきているところ。なお、47都道府県中、24都道県が事業体がファンドを活用。

出資案件 38件
サブファンド出資決定額
25.62億円(うちA-FIVE分12.81億円)



注1 ()は、サブファンド出資額 単位:百万円
 注2 所在地については、6次産業化事業体の所在地
 注3 【 】はサブファンドの主な出資金融機関
 注4 青塗りの事業者は26年度に出資決定

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例 ①

余市産ぶどうのワイナリープロジェクト

農林漁業者

良質なワイン専用品種の提供

パートナー

自社店舗網を生かした販路提供

(株)OcciGabi Winery
オチガビワイナリー

【北海道余市町】



- ドイツでワイン造りを学んだ事業者が、国内有数のワイン用ぶどう産地の北海道余市町にワイナリーとレストランをオープン。
- 余市地域におけるワイン産地の形成とブランド化を目指す。

生産

- ・契約栽培によるぶどう生産
- ・希少品種の生産による原料の付加価値化

加工

- ・余市町産ワイン専用品種ぶどうを原料に特色あるワイン醸造

販売

- ・ワイナリー施設で地場産食材を使用したレストランでのワインの提供・直売

国産農畜産物の加工・販売

農林漁業者

農業者団体による安定的な原料供給及び販路の提供

(株)ピュアディッシュ

【千葉県千葉市】



鶏胸肉のレモンオイル煮

- 農業者団体が、新たな技術を導入し、主に外食向けに顧客ニーズに基づく、調理済食品を製造。
- 有名シェフとの商品開発を行い、県産・国産農畜水産物の消費拡大、農業者の経営の安定向上を図る。

生産

- ・JA全農ちばを中心に生産
- ・外食店からの顧客ニーズを生産へフィードバック

加工

- ・真空低温調理法を導入し、専門家と連携した商品開発

販売

- ・JAグループのネットワークを活用
- ・外食企業向けに販売

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例 ②

養殖鰺(ブリ)の加工・輸出事業

農林漁業者

養殖鰺の提供

パートナー

加工ノウハウ、販路提供

しよくえん
(株)食縁
【和歌山県新宮市】



冷凍ブリフィレ

- 産学連携により研究が進められてきた鰺の鮮度を保持し、食味を落とさない技術を導入。鰺をフィレ加工し、国内はもとより海外へ販売。
- 国内養殖業の活性化を図る。

生産

・三重、愛媛、大分、長崎県など生産者間で連携し、原料の安定供給を図る

加工

・鰺のメト化(酸化による変色)防止処理を行い、食味を落とさないフィレ加工

販売

・海外販路を持つ商社経由で、主に米国向けを中心に冷凍ブリフィレを販売

新規需要米を主原料としたパンの製造販売

農林漁業者

玄米および玄米ペースト
独自製法の提供

(株)熊本玄米研究所

【熊本県大津町】



- 新たな製造加工技術を導入し、小麦並みのコストで玄米を主原料にしたパンを製造。
- 小麦アレルギーにも対応できることから、学校給食・病院食への販路を指向。

生産

・加工用に品種改良された低コスト、多収量品種「ミズホチカラ」を生産

加工

・県産玄米をペースト状にする独自の製法で、栄養価の高い玄米パンを開発

販売

・店舗販売及び将来的には新しい和食文化として玄米ペーストのパン生地への輸出を目指す

7. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

商号	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
英名	Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE)
取締役会長	堀 紘一
代表取締役社長 CEO	大多和 巖
主たる事務所	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST20F
開業日	平成25年2月1日
根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
資本金	318億円(政府出資300億円、民間出資18億円)
民間株主	カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、日清製粉株式会社、株式会社商工組合中央金庫、野村ホールディングス株式会社、トヨタ自動車株式会社